

愛光病院子育て支援行動計画

～職員・職場の和と輪で子育てにやさしい病院をめざして～



神奈川県子ども・子育て支援推進事業者認証 10号

平成21年4月

医療法人弘徳会愛光病院

I 計画の趣旨

次の世代を担う子どもたちが健やかに生れ・育つことを願い、職員の仕事と家庭生活との調和が図られるよう、また、病院全体で働きやすい職場環境をつくることにより職員一人ひとりの能力が発揮できるよう、平成19年度に策定した「愛光病院行動計画」の推進を図るため、子育て支援に関する具体的な行動計画を定める。

II 計画の期間

平成21年4月1日から平成25年3月31日までの4年間で重点的な取り組み期間とする。また、計画期間終了後も引き続き実施するものとする。

III 目標と行動

目標1. 子どもを生み・育てることの大切さを、病院と職員とで共有します。

- (1) 仕事と家庭の両立がしやすい職場環境を確保するための取り組みを進めます。
- (2) 仕事と家庭を両立させ、仕事のやりがいや帰属意識を高め職場の活性化に努めます。

行動1 病院は、子どもや子育て家庭を見守り、子どもの健やかな成長や幸せに温かく手を差しのべられる病院を目指すため、就業環境の整備や管理者をはじめ職員に子育てに対する意識啓発を図るとともに、子育て支援に関する制度を職員に周知します。

行動2 これから子どもを持つようとしている職員、子育て中の職員、子育ての終わった職員など、職員一人ひとりが、子育てを自分自身に関わることと認識し、職場の理解のもと仕事と家庭を両立させ、仕事のやりがいや帰属意識を高め、職場の活性化に努めます。

目標2. 子どもを生み・育てるための就業環境の整備を図ります。

- (1) 1日の実労働時間7時間制を堅持します。
- (2) 育児休業、子の看護休暇、労働時間の短縮など、子育てのための勤務軽減措置の取得を促進します。

行動1 病院は、仕事と家庭生活との調和が図られるよう、1日の実労働時間7時間制及び週休2日制を堅持します。

行動2 病院は、子育てのための勤務軽減策の拡充とその取得を促進します。

行動3 病院は、職員の子育てに対する意識啓発を図ります。

行動4 病院は、扶養家族手当を拡充します。

【勤務軽減策】

- 1 子が1歳に達する日まで育児休業を取得することができます。ただし、特別の事情がある場合は、子の1歳の誕生日から1歳6か月までの間、育児休業を取得することができます。(育児休業規程第5条)
- 2 子の看護休暇を子が小学校に就学するまでの間、年休とは別に有給で、1年間に5日を限度として取得することができます。(育児休業規程第9条)
- 3 子の介護休業を無給で、通算93日間取得することができます。(介護休業規程第5条)
- 4 子の看護休暇をはじめ、子育てのための休暇は、時間単位で年休を取得することができます。(職員就業規則第3条)
- 5 育児短時間勤務及び介護短時間勤務は、子が3歳に達する日まで取得することができます。(育児休業規程第12条、介護休業規程第11条)
- 6 育児及び子の介護のために、時間外労働を子が小学校に就学するまで制限します。(育児休業規程第9条、介護休業規程第9条)
- 7 育児及び子の介護のために、準夜・深夜勤務を子が小学校に就学するまで制限します。(育児休業規程第10条、介護休業規程第10条)
- 8 年休の付与日数の算定にあたっては、育児休業期間は出勤とみなします。(育児休業規程第8条)

【職員への意識啓発】

- 1 病院は、仕事と家庭の両立について、職員及び管理者に対する研修を実施します。
- 2 病院は、職場主任者連絡会議や所属の会議などを活用し、子育てに対する職員の意識醸成を促進します。
- 3 病院は、男性職員の育児休業の取得を促進します。
- 4 所属長は、職員が安心して子育てのための休暇が取得できるよう、業務の分担や応援ができる体制を整備します。
- 5 所属長は、妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担を見直します。

【扶養家族手当の充実等】

- 1 満18歳までの第1子に扶養家族手当を支給します。(職員給与・退職金規程第3条)
- 2 小学校卒業前までの第2子以降の子に、扶養家族手当を支給します。(職員給与・退職金規程第3条)
- 3 看護師等に対して、子の保育費を補助します。(保育費等補助規程)

目標 3. 子どもの記念日における休暇の促進などを図ります。

- (1) 子どもの入学式や卒業式などの記念日の休暇取得を促進します。
- (2) 子どもの記念日を祝うため、お祝い品を贈ります。

子どもの記念日をお祝いするため、記念日における職員の休暇取得の促進を図るとともに、お祝い品を贈ります。

行動 1 病院は、子どもの記念日などに、職員の休暇取得の促進を図ります。

また、職員は、子どもの記念日などに休暇を取得します。

- ① 病院は、子どもの記念日などに、職員の休暇取得を促進します。
- ② 職員は、子どもの出産や入学・卒業などの記念日に、休暇を取得します。
- ③ 職員は、子どもの授業参観日等に、休暇を取得します。

行動 2 病院は、子どもの記念日をお祝いします。

- ① 病院は、子どもの誕生のお祝い品を贈ります。
- ② 病院は、子どもの小学校入学のお祝い品を贈ります。
- ③ 病院は、子どもの中学校卒業のお祝い品を贈ります。

目標 4. 育児休業終了後の職場復帰しやすい環境の整備を図ります。

- (1) 職場復帰がスムーズに行われるための支援策を実施します。
- (2) 育児休業終了後または子の介護休業終了後は、原則として現職復帰とします。

行動 1 病院は、仕事と家庭の両立のため、子育て相談窓口等を設置します。

- ① 病院は、子どもの保育園への入園を相談・支援します。
- ② 病院は、仕事と家庭の両立支援のため、職業家庭両立推進員を配置します。

行動 2 病院は、育児休業中の代替職員の確保に努めます。

行動 3 病院は、出産による退職者の再雇用に努めます。

行動 4 病院は、人事考課制度において、育児休業・子の介護休業などの取得が職員に不利になるような運用をしないこととします。

目標 5. 子育て支援に関する地域貢献活動を実施します。

- (1) 子育てに関する地域貢献活動等に積極的に取り組みます。

行動 1 病院は、子育てに関する講座を開催します。

行動 2 病院は、不登校児に関するセミナー等への職員の派遣を行います。

行動 3 病院は、「あいこう祭り」の機会に、患者さんと地域の住民等との交流の場を提供します。

行動 4 病院は、子どもの職場参観を実施します。

【子育てに関する給付事業や支援事業の紹介】 (平成20年度)

給付金等の制度	概要
出産育児一時金 (健康保険組合)	子ども一人あたり38万円、誕生した子どもの人数分給付されます。
出産手当金 (健康保険組合)	出産休業期間中、産前42日、産後56日(出産日は産前に含む)標準報酬の2/3が給付されます。
育児休業基本給付金 (雇用保険)	育児休業取得期間中、賃金月額30%が給付されます。
育児休業者職場復帰給付金 (雇用保険)	育児休業終了後、被保険者として引き続き6ヶ月間継続して雇用された場合支給されます。 (育児休業期間×賃金月額の20%)
妊婦健康診査 (厚木市児童福祉課)	妊婦の健康診査を、5回無料で受診することができます。
児童手当 (厚木市児童福祉課)	小学校修了前までの子どもを養育している人に支給されます。(所得制限あり) 3歳未満 1万円 3歳以上 第一子・第二子 5千円 第三子以降 1万円
小児医療費助成 (厚木市医療政策課)	満9歳までの子どもの通院または入院の際の健康保険適用医療費の自己負担額が無料になります。 また、10歳から中学校卒業までは、入院のみが対象となります。(所得制限あり)
子育て日常生活支援事業 (厚木市児童福祉課)	第二子以降の子どもについて、1対象児につき、1ヶ月あたり5,000円を限度として、日常生活用品が支給されます。(所得制限なし)
チャイルドシート無料貸出 (厚木市交通安全課)	年齢1歳未満の子どもを扶養している人で、市内に在住し、自動車を使用する人。寝かせるタイプで、優良の評価商品です。貸出期間は最大12ヶ月までです。(商品名)コンビ(株)プリムベビー
エンゼルサポート事業 (厚木市商業振興課)	子育て世帯が、市内のサポーター店舗でエンゼルサポートカードを見せて買物をすると、お店・会社で事前に設定した割引・特典などのサービスを受けられる制度です。

<p>厚木市子育て支援ファミリー・サポート・センター (厚木市児童福祉課)</p>	<p>子育て家庭を対象に育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、お互いに子育てを支え合う活動です。</p> <p>依頼会員は、生後3ヶ月から小学校6年生までの子どもの保護者です。提供会員は、心身ともに健康で育児に関心があり積極的に援助ができる方。</p> <p>利用内容については、保育園の送り迎え、施設等の開始前・終了後の子どもの預かり、冠婚葬祭などの一時的な必要による子どもの預かり、援助が必要な時の子どもの預かりなどです。</p>
<p>厚木市子育て支援病後児保育事業 (厚木市児童福祉課)</p>	<p>病気の回復期で集団保育が困難な子どもを、専用の保育室で専門のスタッフが保育します。(予約必要) (実施施設) あゆのこ保育園</p>
<p>厚木市育児不安等の相談窓口 (厚木市児童福祉課)</p>	<p>育児不安等についての相談、離乳食のこと等、なんでも相談できます。</p> <p>相談は、面接、電話、ファックス、メール、手紙で可能です。</p>
<p>乳児・幼児健康相談 (厚木市健康づくり課)</p>	<p>0歳から就学前の子どもの健康相談を、無料で行っています。</p>

- * 子育て支援は、厚木市をはじめ各市町村で実施していますので、詳細については、住所地の市町村へお問い合わせ下さい。
- * 母子家庭については、上記のほかに制度がありますので、詳細については、市町村の児童福祉担当へお問い合わせ下さい。